



- (3) 本投資法人の会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人より、投信法第 130 条に規定する会計監査人の監査を受け、同法第 131 条に規定する会計監査報告を受領していること。
- (4) 資産運用報告の作成にあたって、投信法に対する適正性については、必要に応じて本投資法人の法律顧問である長島・大野・常松法律事務所、税務に係る適正性については、本投資法人の税務顧問である税理士法人平成会計社の助言及び確認をそれぞれ得ていること。

以 上